地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条の二の二十　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金 2　前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。	**第十二条の二の二十**　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金
第十二条の二の二十一　地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法は、歳入等の納付に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付する方法とする。 一　次号に掲げる符号を電気通信回線を通じて地方税共同機構（次項において「機構」という。）の使用に係る電子計算機に送信するための符号 二　個々の納付を識別するために普通地方公共団体が割り当てる符号 2　前項の規定により歳入等の納付を行おうとする者のうち、歳入等の納付の手続に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して歳入等の納付の手続を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。 一　氏名、住所又は居所 二　歳入等の納付の手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号 三　その他参考となるべき事項	［新設］
第十二条の二の二十二　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十一（同条第一号を除く。）、第二十四条の四十二（同条第一項第一号を除く。）、及び第二十四条の四十四から第二十四条の五十四までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項及び第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を準用する場合並びに地方自治法施行令第百七十三条の四第二項において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「地方団体の徴収金」とあるのは「歳入等」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	［新設］

第二十四条の四十一第二号	第二十四条の四十三第一項第二号	地方自治法施行規則第十二条の二の二十一第一項
納付し、又は納入する地方団体の徴収金		納付する歳入等